

ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

●「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明 しています。必ずあわせてご一読ください。

PGF生命とこの商品について、お電話やホームページでご案内しています。



PGF生命コールセンター 通話料無料 0120-56-2269

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3等を除く)

- ●各種お手続きやご契約内容のご照会等はPGF生命コールセンターまでお問い合わせください。
- ●保険金等のお支払いはお客さまからのご請求に応じて行います。保険金等の支払事由が生じたときだけで なく、お支払いの可能性があると思われるときやご不明な点が生じたとき等でも、お気軽にご連絡ください。
- ご契約の解約を、お電話にてお手続きすることができます。
- ※ご契約の状況・内容によって、お電話での解約ができない場合や所定の書類のご提出が必要な場合があります。 ※受付時間は運用通貨や曜日によって異なります。くわしくはPGF生命コールセンターまでお問い合わせください。



PGF生命ホームページ http://www.pgf-life.co.jp

- ●この保険で適用される最新の為替レートや諸利率をPGF生命ホームページでご案内しています。
- ●この保険の「ご契約のしおり・約款」をPGF生命ホームページに掲載しています。

募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- ●「新・フォーライフカレンシーNext」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を 及ぼすことは一切ありません。
- ●「新・フォーライフカレンシーNext」はPGF生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、また、元本 割れすることがあります。預金保険制度の対象ではありません。
- ●三菱UFJ銀行は「新・フォーライフカレンシーNext」の引受保険会社であるPGF生命の支払能力を保証するものではありません。
- ●法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さまへの募集について規制があります。 三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先について、あらかじめお客さまから お伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

保険販売資格をもつ募集人について

- ●三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険 契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して、PGF生命が 承諾したときに有効に成立します。
- ●生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された保険販売資格をもつ募集人のみが行うことができます。なお、三菱UFJ 銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)に関し、確認を希望される場合は、PGF生命コールセンターまでお問い合わせ ください。

(ご契約後のご照会は)

引受保険会社

この「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼パンフ レット の記載は、2020年4月現在のものです。各種お取り扱い等、 将来変更されることがあります。

この商品はPGF生命を引受保険会社とする生命保険商品です。 ご契約後のご照会はPGF生命までお問い合わせください。

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社

本社/〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

(お問い合わせ、ご照会は) 募集代理店

(•) MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター[保険] 0120-860-777

月~金曜日 9:00~17:00(祝日・12/31~1/3等を除く) https://www.bk.mufg.jp

2020年4月現在(No.05552)

UID FONT 見やすいユニバーサルデザイン フォントを採用しています。

MU-350112-11 PGF-A-2019-169(2020.4.1)



2020年4月版

新・フォーライフ カレンシーNext

積立利率更改型一時払終身保険(19)(米国ドル建・ユーロ建・豪ドル建・円建)/無配当

未来につながる 選べる強み。



契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット

ご契約前に必ず お読みください。ようお願いします。

ご契約のお申し込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載して います。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込みいただきます



この商品は生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

- 為替レートの変動等により損失が生じることがあります。
- 解約時の市場金利により損失が生じることがあります。

募集代理店

引受保険会社





この保険の引受保険会社はPGF生命です。株式会社三菱UFJ銀行は、PGF生命の募集代理店です。

商品の特徴 新・フォーライフカレンシーNext

この商品は、保険料を一時払いで払い込むので、まとまった資産を運用できます。 万一のときはたいせつなご家族に資産をのこすことができます。



ふやす

積立金を

積立利率で運用してふやします。



のこす

<u>万一の保障</u>は生涯にわたって継続し、 資産としてのこすことができます。

外貨建ての場合、商品タイプは2つからお選びいただけます。

ターゲットタイプ

目標額を設定して

到達したら円で成果を確保できます。

ふえた資産を、

ご存命中に確かなものにしたい方へ

積立金定期引出タイプ

運用成果を

定期的に受け取ることができます。

ふえた資産を、

ご存命中にご自身で使いたい方へ

イメージ図 積立金 積立金 ¥

◆ しくみは**3・4ページ**をお読みください。

イメージ図



→ しくみは5・6ページをお読みください。

円建て

着実に資産の増加を図りたい方に 「円建て」もご用意しています。

◆しくみは<u>7・8ページ</u>をお読みください。

外貨建てで万一にそなえる。







米ドル

ユーロ

豪ドル

外貨建ての特徴 ●

円に比べて魅力的な利率

円建ての金融商品は低利率な状況が続いています。 比べて、外貨の多くは利率が高いとされています。

外貨建ての特徴2

外貨で資産をもつという選択

自国の通貨以外に、外貨建ての資産に 分散投資をしておくことで、資産を守る効果が期待できます。

●保険料を円や運用通貨と異なる外貨で払い込むとき、

為替相場の変動によるリスクがあります。

- 為替相場の変動による影響を受けます。 ●保険金・解約返戻金等を円で受け取るとき、受取時の
- 為替相場で円換算した金額が、契約時の為替相場で円 換算した金額を下回ることがあります。

市場金利の変動によるリスクがあります。

- ●この保険は、解約(減額)時に市場金利に連動した「市場 価格調整」を行います。
- ●市場価格調整の結果、お支払いする解約返戻金が減少 することがあります。



ご注意

円建てのお取り扱いもあります。

円建ての場合、為替リスクはありません。

生

涯

保

ターゲットタイプ のしくみ



- ●為替相場の変動により、損失が生じることがあります。
- ●市場金利の変動により、損失が生じることがあります。
- ●この保険には、ご負担いただく費用があります。
- ◆ くわしくは注意喚起情報29~32ページをお読みください。

目標額をめざして、複利でふやします。

目標額の設定

一時払保険料(円換算額)の120~200%の間で 目標額を設定できます(1%単位)。

ふやす 毎日チェック

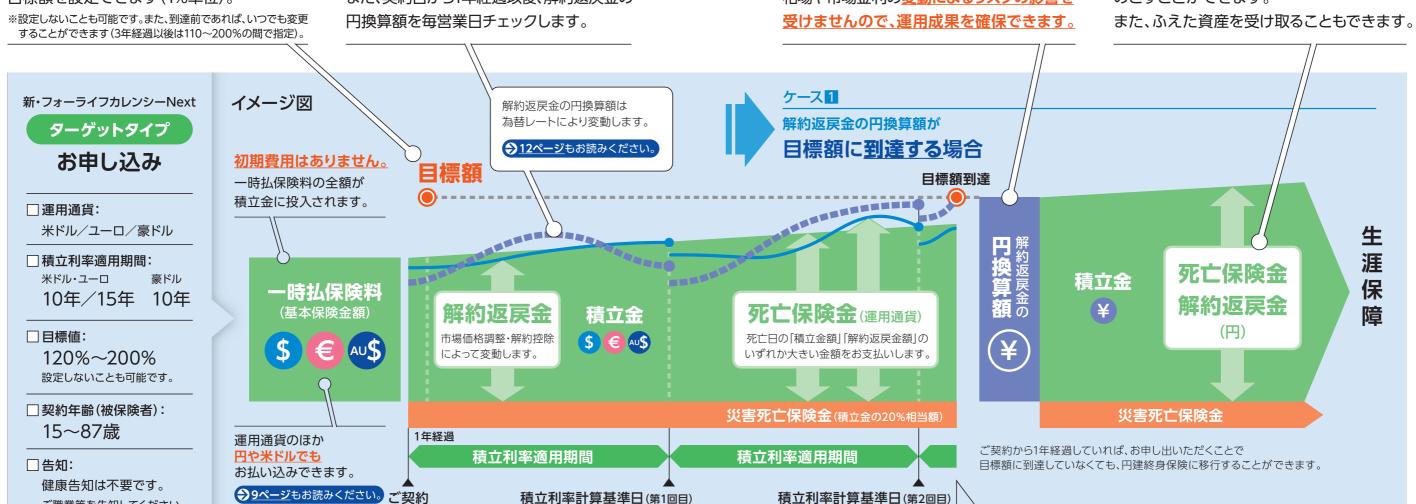
積立金を複利でふやします。 また、契約日から1年経過以後、解約返戻金の

目標額に到達・しっかり確保

自動的に円建終身保険へ移行。以後、為替 相場や市場金利の変動によるリスクの影響を

のこす

たいせつな方に円建てで資産を のこすことができます。



※イメージ図は保険のしくみを簡略化して記載したものです。高さ(縦)は金額の大きさを表し、長さ(横)は時間の経過を表しています。 図中の災害死亡保険金の高さは、積立金の20%相当額を正確に反映していません。

積立金と積立利率について

ご職業等を告知してください。

積立金は、将来、保険金をお支払いするために 積み立てられるお金です。積立金額は、適用 される積立利率によって計算されます(複利)。

◆ くわしくは**契約概要19ページ**をお読みください。

積立利率の更改について

積立利率は、10年または15年ごとの積立 利率計算基準日に更改されます。

解約返戻金の円換算額が

ケース2

目標額に 到達しない場合

運用通貨建てのまま 複利で運用しながら

一生涯の保障が続きます。

積立金

積立利率によって複利でふやします。

災害死亡保険金

積立利率適用期間 積立利率適用期間 積立利率計算基準日(第3回目)

積立利率計算基準日(第4回目)

積立金定期引出タイプのしくみ



- ●為替相場の変動により、損失が生じることがあります。
- ●市場金利の変動により、損失が生じることがあります。
- ●この保険には、ご負担いただく費用があります。
- ◆ くわしくは注意喚起情報29~32ページをお読みください。

運用成果を定期的に受け取れます。



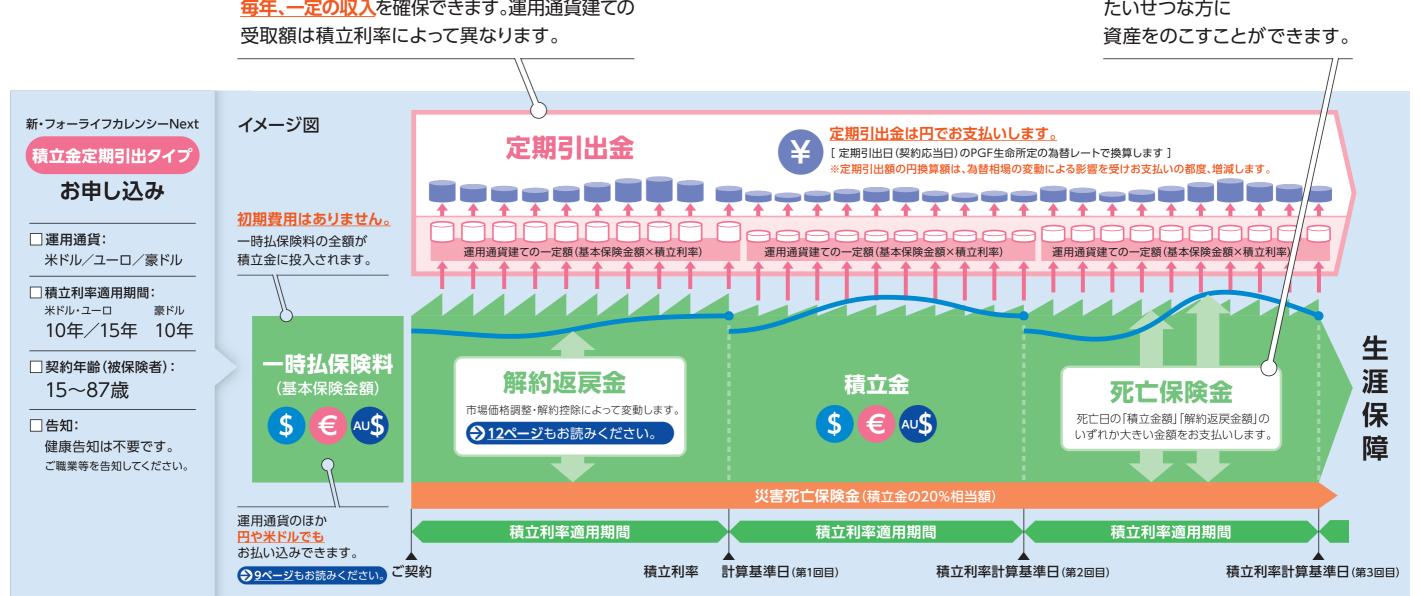
ふやす

毎年受け取る

毎年、一定の収入を確保できます。運用通貨建ての



たいせつな方に



積立金と 積立利率について 積立金は、将来、保険金をお支払いするために積み立てられる お金です。積立金額は、適用される積立利率によって計算され、 増加分を毎年、定期引出金としてお支払いします。

◆ くわしくは契約概要19ページをお読みください。

積立利率の

更改について

積立利率は、10年または15年ごとの積立利率計算基準日に 更改されます。

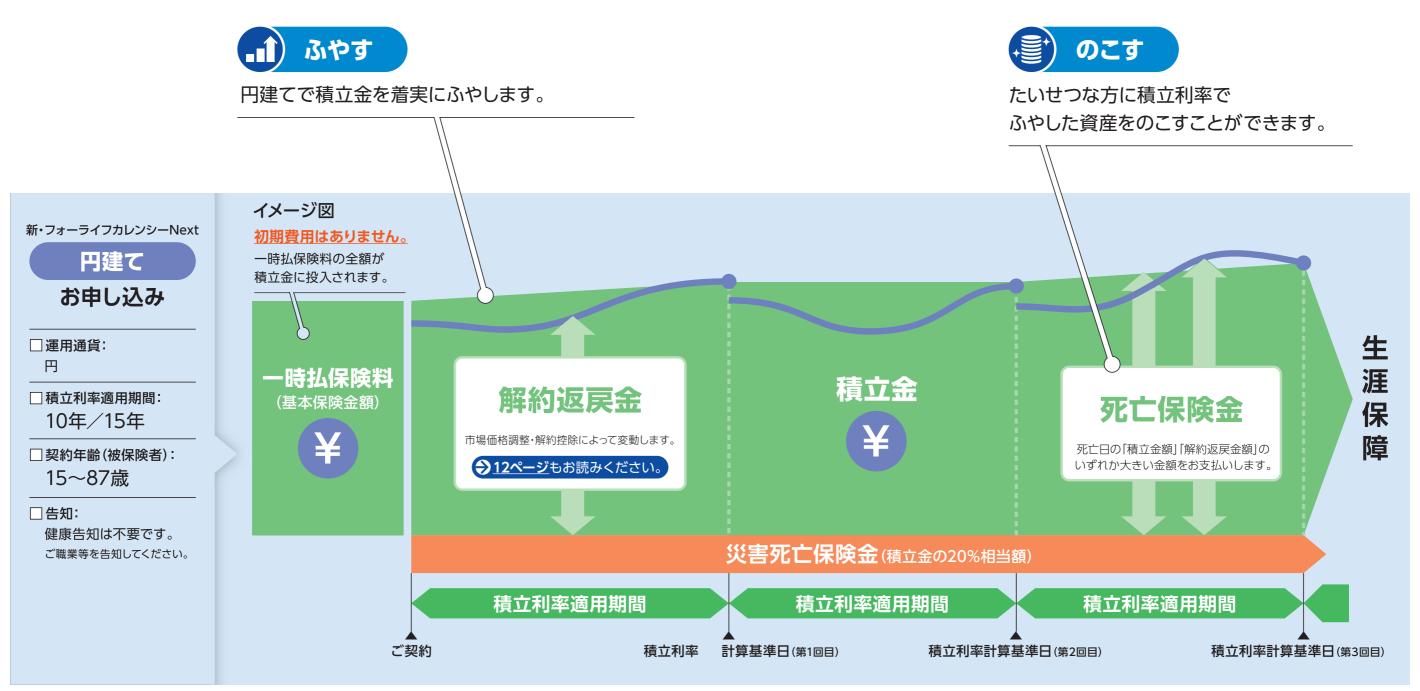
※イメージ図は保険のしくみを簡略化して記載したものです。高さ(縦)は金額の大きさを表し、長さ(横)は時間の経過を表しています。 図中の災害死亡保険金の高さは、積立金の20%相当額を正確に反映していません。

円建てのしくみ



- ●市場金利の変動により、損失が生じることがあります。●この保険には、ご負担いただく費用があります。
- ◆ くわしくは注意喚起情報29~32ページをお読みください。

資産を着実にふやしながら、たいせつな方に「のこす」ことができます。



※イメージ図は保険のしくみを簡略化して記載したものです。高さ(縦)は金額の大きさを表し、長さ(横)は時間の経過を表しています。 図中の災害死亡保険金の高さは、積立金の20%相当額を正確に反映していません。

積立金と 積立利率について

将来、保険金をお支払いするために積み立てられるお金です。 積立金額は、<u>適用される積立利率によって計算されます(複利)</u>。

◆ くわしくは<u>契約概要19ページ</u>をお読みください。

積立利率の 更改について

積立利率は、10年または15年ごとの積立利率計算基準日に 更改されます。

保険料のお払い込み

払込通貨について

外貨建ての一時払保険料は、

運用通貨のほか<mark>円や米ドルでも</mark>お払い込みいただけます。

PGF生命所定の為替レートで換算し、お取り扱いします。

※ユーロ建ての場合、米ドルでのお払い込みはお取り扱いしていません。

例)運用通貨が豪ドルのとき

1. 豪ドル (運用通貨) でお払い込み



2.円でお払い込み

円で端数のない金額を指定してお払い込みできます。



3.米ドルでお払い込み

お持ちの米ドル建ての資産を活用できます。





- ●為替相場の変動により、損失が生じることがあります。
- ●市場金利の変動により、損失が生じることがあります。
- ●この保険には、ご負担いただく費用があります。
- ◆ くわしくは注意喚起情報29~32ページをお読みください。

一時払保険料と積立利率について

一時払保険料(基本保険金額)が所定の金額以上となったとき、 より高い積立利率が適用されますので、より大きな運用成果を見込めます。

運用通貨	一時払保険料 (基本保険金額)	利率の上乗せ
	10万米ドル〜30万米ドル未満	+0.10%
米ドル (\$	30万米ドル~50万米ドル未満	+0.20%
	50万米ドル~	+0.27%
	10万ユーロ~30万ユーロ未満	+0.10%
ユーロ 🧧	30万ユーロ~50万ユーロ未満	+0.20%
	50万ユーロ~	+0.27%
	10万豪ドル〜30万豪ドル未満	+0.10%
豪ドル 👊	30万豪ドル~50万豪ドル未満	+0.20%
	50万豪ドル~	+0.27%
	1,000万円~3,000万円未満	+0.08%
円 ¥	3,000万円~5,000万円未満	+0.16%
	5,000万円~	+0.22%

- ※契約時、一時払保険料と基本保険金額は同額となります。積立金と異なり増加はしません。
- ※基本保険金額を減額した場合、減額後の減少した基本保険金額に準じて積立利率を再適用します。
- 一部の特約を付加することで基本保険金額が減少する場合も同様に積立利率を再適用します。
- ※金利情勢等の悪化により、利率の上乗せが上表に満たないことがあります。

保険金等のお受け取り

受取人について

死亡保険金の受取人は契約者があらかじめ指定することができます。

保険金等	受取人
死亡保険金	死亡保険金受取人
災害死亡保険金	(原則、2親等内の親族で複数人を指定できます)
解約返戻金	契約者

受取通貨について

保険金・解約返戻金等は運用通貨のほか、円でもお受け取りできます。 ※円で受け取る場合、為替相場により円換算額は変動します。

◆ くわしくは<u>注意喚起情報31ページ「為替リスクについて」</u>をお読みください。

受取方法について

保険金・解約返戻金等は、一括受取/年金受取/一括受取+年金受取から 受取方法をお選びいただけます。

受取方法	内容
一括受取	たとえば、納税資金や介護施設の入居費用などに活用できます。
年金受取	生活費のゆとり分や公的介護サービスの自己負担分 など、毎月かかる費用などに充てられます。
一括受取 + 年金受取	一部を一括、のこりを年金で受け取ることもできます。



- ●為替相場の変動により、損失が生じることがあります。
- ●市場金利の変動により、損失が生じることがあります。
- ●この保険には、ご負担いただく費用があります。
- ◆ くわしくは注意喚起情報29~32ページをお読みください。



| 解約と解約返戻金の変動について

解約時にお支払いする解約返戻金額は、次の3つの要素の影響で変動します。

●市場金利(市場価格調整)

運用資産(債券等)の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、 解約返戻金額は、解約(減額)時の市場金利の影響を受けます。









POINT! 解約日が積立利率計算基準日の場合、市場価格調整は行いません。

直後に到来する積立利率計算基準日を指定して解約をお申し出いただくことも可能です。

●通貨の換算(為替レート)

外貨を円に換算して受け取るとき、為替相場の影響を受けます。











●ご契約から解約までの期間(解約控除)

ご契約から一定期間のうちに解約するとき、解約控除という費用がかかります。 解約控除はご契約から解約までの期間が長いほど小さくなります。



契約から解約までの 期間が長い



契約から解約までの 期間が短い



POINT! 契約日から10年以上経過している場合、解約控除はかかりません。

ターゲットタイプでは、上記3つの要素を考慮 した円建ての解約返戻金額を毎日チェックし、

目標到達を判定しています。

◆3·4ページもお読みください。

円建終身保険への移行後は、3つの要素の影響 を受けません。そのため、積立金額と解約返戻 金額は同額になります。

14

ご契約後に活用いただける制度・サービス

指定代理請求制度

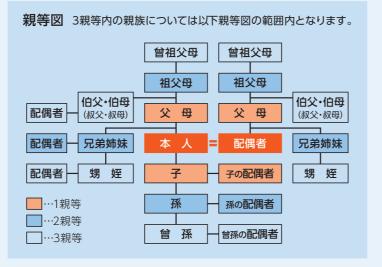
受取人である被保険者ご自身による意思表示が困難であると判断される ようなとき、指定代理請求人がご本人に代わって請求することができます。

指定代理請求人は被保険者の同意のもと 下記の範囲内から、契約者が1人指定します。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 被保険者の3親等内の親族

PGF生命が認めた場合、下記の範囲内から も指定することができます。

- ③ 被保険者と同居または生計を一にしている者
- ④ 被保険者の財産管理を行っている者
- ⑤ 死亡保険金受取人
- ⑥ ③から⑤と同等の関係にある者
- ※特約を付加する際、証明のため所定の書類が必要 になることがあります。くわしくはPGF生命まで お問い合わせください。





- ●指定代理請求人からご請求いただいた保険金等は、受取人または指定代理 請求人の口座へ送金します。
- ●ご請求の際、指定代理請求人となる方へお支払いについて念書のご記入を お願いしています。

※本来の受取人と異なる方が受け取ることで、税務のお取り扱いが異なることがあります。

PGFご家族登録サービス 登録ご家族からの照会受付サービス

「保険契約の内容」を、登録されたご家族を通じてご確認いただけるようになります。 また、各種請求書のご契約者さま宛の送付を、ご家族からもお申し出いただけます。



お問い合わせは…PGFご家族登録サービス専用ダイヤル

^{通話料無料} 0120-56-1069

<受付時間>平円9:00~18:00/土曜9:00~17:00(円・祝円・12/31~1/3等を除く)



ホームページでもご紹介しています http://www.pgf-life.co.jp/company/voice/family.html

PGFご家族登録サービス 検索

死亡保険金即日支払サービス

死亡保険金を簡単なお手続きで最高1.000万円までお支払いします。



- ●PGF生命所定の為替レートで円に換算してお支払いします。 ※円でお支払いする金額は、為替相場により変動します。
- ●死亡日が責任開始日から2年未満のご契約等、ご契約内容によってはお取り扱い できないことがあります。
- ●ご連絡または請求書類ご提出の時刻等により、死亡保険金をその日のうちに お支払いできない場合があります。

PGF生命の付帯サービス PGF生命の契約者・被保険者および ご家族(2親等内)がご利用いただけるサービスです。

無料 介護・健康ほっとライン (提供:株式会社保健同人社)

■電話相談サービス【24時間365日】

介護や健康に対する不安を、いつでも無料で保健師、看護師、管理栄養士、 ケアマネージャー等の相談員にご相談いただけます。

相談 内容

- ●介護相談(日常の介護や認知症への対処方法等)
- 健康相談(予防や症状の悩み等) 子育て相談(育児や子供の病気等)
- 医療機関の相談・情報提供
- 専門医による電話相談

■マイドク ターサービス

さらに専門 的なご相談を希望の場合は、病状に応じて専門医にご相談いた だけます。

相談 内容

- 専門医の情報提供 専門医による電話相談 相談情報提供書*の発行
- *保健同人社が発行するもので、医師が発行する「診療情報提供書(紹介状)」とは異なります。 病状や医療機関によっては相談情報提供書の発行ができない場合がございます。

優待 見守り・セキュリティ

ALSOKが提供する各種セキュリティ・ 緊急通報サービスを優待価格で ご利用いただけます。

- [HOME ALSOK みまもりサポート] (初回2ヵ月月額利用料無料)
- 「まもるっく」(事務手数料無料)
- 「ホームセキュリティBasic」/ [HOME ALSOK Premium] (初回2ヵ月月額利用料無料)

※付帯サービスは、PGF生命の保険商品の保障内容の一部ではありません。 ※PGF生命の保険契約が消滅した場合はご利用できません。 ※記載の内容は、2019年12月現在のものであり、将来予告なく変更・中止・終了する場合があります。 ※付帯サービスの内容や利用の範

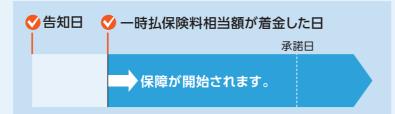
※法人は利用対象外です。 ※ご利用の際には諸条件があり、ご要望にそえない場合があります。 囲・方法等について、くわしくは「生命保険証券 | 同封の「「PGF生命の付帯サービス | ご利用ガイド | をご確認ください。

よくあるご質問

保障はいつからはじまりますか?

責任開始期です。

責任開始期とは、告知ならびに 一時払保険料相当額のお払い 込み(PGF生命への着金)がともに 完了したときです。



🌎 くわしくは35ページ「保障を開始する時期(責任開始期)について」をお読みください。

クーリング・オフはできますか?

できます。

クーリング・オフ制度の対象となり ますので、10日以内であればお申し 込みの撤回またはご契約の解除 ができます。

※郵送の場合、消印を基準とします。



◆ くわしくは33~34ページ[お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について」をお読みください。

Q 積立利率は何年ごとに更改されますか?

10年または15年です。

積立利率適用期間*は10年または 15年からご選択でき、積立利率は 次回更改時(10年または15年)まで 適用されます。

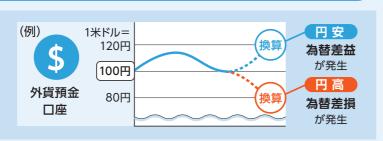
*豪ドル建ての場合、10年のみとなります。 なお、ご契約時に運用通貨および 積立利率適用期間をお選びいただき、 以後、変更はできません。



外貨で受け取る場合、何か注意すべきポイントはありますか?

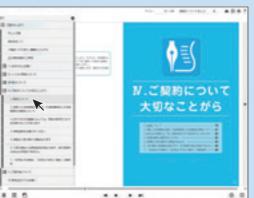
あります。

外貨預金口座が必要となります。 なお、将来円に換算するとき、 換算時の為替レートによって<u>損失</u> が生じる可能性があります。



■ Web約款のご案内

PGF生命は、お客さまの利便性向上のため、 「ご契約のしおり・約款」をホームページに掲載しています。



●いつでもどこでも読める。

Web約款は、いつでもパソコンやスマートフォンで 閲覧することができます。

●知りたいことがすぐ見つかる。

検索機能で、ご覧になりたい項目を簡単に 検索することができます。

● 文字を大きく表示できる。

小さな文字が読みづらいという方も、 拡大表示ができるので便利です。

PGF生命[Web約款]はこちらからご覧ください。 http://www.pgf-life.co.jp/weby/

PGF生命 Web約款

※PC(パソコン)やスマートフォンからアクセスできます。



■ ご契約後にPGF生命からお送りする書類

ご契約後



●生命保険証券

保険契約の成立と契約の内容を証明する書類です。 保険金の請求等、各種手続きの際に提示(送付)が必要と なる場合がありますので、大切に保管してください。

【ご契約から1~2週間後に簡易書留郵便でお送りします。

※「「PGF生命の付帯サービス」ご利用ガイド」を同封します。

保険期間中



●ご契約内容のお知らせ

ご契約の保障内容についてお知らせします。

゙ 毎年10月ごろに郵送します。



●生命保険料控除証明書

生命保険料控除の適用を受ける場合に使用する証明書です。

お申し込みいただいた年の10月ごろから郵送します。

契約概要



ご契約の前に必ずお読みください。

「契約概要」は契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。記載の支払事由や制限事項は概要や代表事例です。それぞれの詳細や主な保険用語の説明等について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

1 保険の特徴としくみ

■保険名称:積立利率更改型一時払終身保険(19)

■特徴

- ●運用通貨建ての保険料を一時払する終身保険です。
- ●万一の保障が一生涯にわたり継続します。
- ●運用通貨は、3種類の外貨(米ドル・ユーロ・豪ドル)のほか円も選ぶことができます。
- ●保険料・保険金等の金銭の授受は運用通貨建てで行います。

※特約の付加等により、円やその他の通貨に換算してお取り扱いすることもできます。

■しくみ(イメージ図)

ターゲットタイプ

目標額を設定して到達したら 円で確保するタイプ

イメージ図

一時払保険料



円換算額(半)の

積立金

積立金定期引出タイプ

運用成果を<u>定期的に受け取る</u>ことが できるタイプ

イメージ図



円建て

円建てで着実に資産が増加します。

イメージ図

一時払保険料

積立金

¥

■積立利率について

- ●積立利率とは、積立金(将来の保険金を支払うために積み立てるお金)に適用される 利率です。
- ●積立利率は、以下の別表に定める指標金利をもとに下記の方法で決定し、毎月2回 (1日と16日)設定されます。

1	指標金利の5日分の 平均値(基準利率)	1日~15日の積立利率:前月26日*の直前5日分の指標金利を所定の方法で取得し平均します。 16日~月末の積立利率:当月11日*の直前5日分の指標金利を所定の方法で取得し平均します。 *休業日のときは直後の営業日を起点とします。
2	PGF生命所定の 範囲内で増減	運用通貨が外貨:-1.0%~1.0%の範囲内で①を増減します。 運用通貨が円:-0.7%~0.7%の範囲内で①を増減します。
3	保険関係費用を控除	ご契約の締結・維持に必要な費用、 定期引出に必要な費用等を差し引きます。 ※保険関係費用は、運用通貨・基本保険金額によって異なります。 ◆ くわしくは、注意喚起情報29ページをお読みください。

●契約日の積立利率が適用されます。その後、積立利率計算基準日の到来ごとに更改されます。

※契約日は、告知日と一時払保険料相当額をPGF生命が受領した日(着金日)のいずれか遅い日となります。申込日と契約日が一致せず、申込日の積立利率が適用されないことがありますので、ご注意ください。

●積立利率には最低保証があります。

ターゲットタイプ/円建て: 年0.05%の積立利率を最低保証します。 積立金定期引出タイプ: 定期引出金をお支払いする費用が生じるため、 年0.05%を下回ることがあります。

※積立利率は運用通貨・ご契約のタイプ・積立利率適用期間・基本保険金額に応じて異なります。

別表 指標金利

運用通貨	積立利率適用期間10年	積立利率適用期間15年
米ドル (\$	金利スワップレート 10年物 米国ドルー米国ドル買値	金利スワップレート 15年物 米国ドルー米国ドル買値
⊒ −□ €	金利スワップレート 10年物 ユーローユーロ買値	金利スワップレート 15年物 ユーローユーロ買値
豪ドル 👊	残存期間10年の オーストラリア国債の流通利回り	
円 ¥	残存期間10年の 日本国債の流通利回り	残存期間15年の 日本国債の流通利回り

[※]金利スワップレートとは、国際金融市場での代表的な中・長期金利の指標です。国債の流通利回りとは、流通市場で国債を購入し満期まで保有した場合の利回りを表します。それぞれ、PGF生命が指定する機関が提供する値を用いています。 ※金融情勢の変化により指標金利がPGF生命所定の金利水準を下回る場合、対応する運用通貨・積立利率適用期間のお取り扱いを一時的に停止することがあります。

■この保険のリスクについて

運用通貨が外貨の場合、為替相場の変動によるリスクがあり、損失が生じることが あります。

- ●一時払保険料を運用通貨と異なる通貨で払い込むとき、「運用通貨建てに換算した 一時払保険料」は変動します。
- ●保険金等を払い込みとは異なる通貨で受け取るとき、「保険金等を払込時の為替 レートで払込通貨に換算した金額」が「払込通貨建ての一時払保険料」を下回ること があります。

※為替リスクは、契約者または受取人に帰属します。

解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

●この保険は、解約返戻金額に対し市場金利を反映させるしくみがあります(市場価格調整)。そのため、解約時の市場環境によっては、解約返戻金額が減少し一時払保険料を下回ることがあります。



この保険のリスクについて、くわしくは 注意喚起情報31~32ページの「為替リスクについて」「市場金利に 応じて解約返戻金が増減することについて」をお読みください。

2 主な保障内容

■被保険者が次の支払事由に該当したとき、 保険金をお支払いします。

保険金の種類	支払事由	お支払いする金額	受取人
死亡保険金	死亡されたとき	死亡日の積立金相当額 または解約返戻金額の いずれか大きい金額	
災害死亡保険金	責任開始期以後に発生 した不慮の事故、または 責任開始期以後に発病 した感染症を原因として 死亡されたとき	死亡日の積立金額の 20%相当額	死亡保険金 受取人

→ 不慮の事故や感染症について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

3 付加できる主な特約

指定代理請求特約

- ●指定代理請求制度をご利用いただけます。
- ●被保険者と受取人が同一人のとき、年金等を請求できない所定の事情が被保険者に あるとき、指定代理請求人が代わって請求することができます。
- ●指定代理請求人の指定には、あらかじめ被保険者の同意を得てください。
- ●一契約あたり、1人を指定できます。

遺族年金特約

●保険金の支払方法を年金に変更することができます。

【年金の種類】

確定年金

年金受取期間:5年·10年·15年·20年·25年·30年·35年·40年

※この特約を付加し、年金基金の設定を行ったときの基礎率(予定利率等)に基づいて、年金額を計算します。

介護年金移行特約

●所定の要介護状態に該当したとき、解約返戻金を年金原資とした介護年金を生涯に わたって受け取ることができます。

【ご請求の条件】

- •以下の条件をすべて満たしている必要があります。
- ①ご契約から1年間経過していること
- ②被保険者の年齢が満40歳以上であること

【支払事由】

- •以下のいずれかに該当したとき
 - ①公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき
 - ②次の2つの条件を満たすとき
 - 1) 満65歳未満の被保険者がPGF生命所定の要介護状態*に該当したこと
 - 2) その要介護状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していること
 - *PGF生命所定の要介護状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

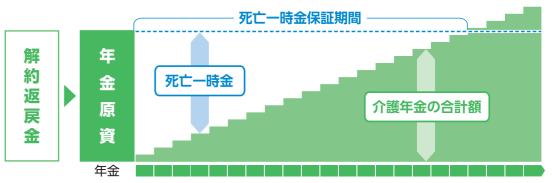
【年金の種類】

•被保険者が生存されている限り、一生涯にわたり介護年金を お支払いします。

介護終身年金

- 死亡一時金保証期間*中に被保険者がお亡くなりになった場合、 年金原資額から介護年金の合計額を差し引いた金額を死亡 一時金としてお支払いします。
- *死亡一時金保証期間とは、介護年金の合計額がはじめて年金原資に充当した額を超える年金支払日の前日までの期間をいいます。

イメージ図



生涯にわたって年金を受け取ることができます。

※介護年金は円でお支払いします。

※この特約を付加し、年金原資の設定を行ったときの基礎率(予定利率等)に基づいて、年金額を計算します。

年金支払移行特約(積立利率更改型一時払終身保険用)

●解約返戻金を年金に変更してお支払いします。

※契約日から5年未満のご契約ではお取り扱いできません。

【年金の種類】

年金種類		取扱年齢範囲 (年金開始日の被保険者の年齢)
	年金支払期間:5~30年(5年単位)	20~90歳
確定年金	年金支払期間:35年	20~87歳
	年金支払期間:40年	20~82歳
保証期間付終身年金	保証期間:5~20年(5年単位)	40~00歩
保証金額付終身年金		- 40~90歳

※この特約を付加し、年金原資の設定を行ったときの基礎率(予定利率等)に基づいて、年金額を計算します。

保険料円入金特約

●外貨建ての一時払保険料を、円で端数なくご指定の上、お払い込みすることができます。
※この保険では「保険料円入金特約」の「保険料円換算額を定める場合の特則」を適用します。
※PGF生命が受領した日(着金日)の為替レートで運用通貨に換算し、一時払保険料(基本保険金額)として取り扱います。
着金日の為替レートによっては、適用される積立利率が異なることがありますので、ご注意ください。

保険料外貨入金特約

●豪ドル建ての一時払保険料を、米ドルでお払い込みすることができます(米ドルクロス入金)。
※この保険では「保険料外貨入金特約」の「保険料外貨換算額を定める場合の特則」を適用します。
※PGF生命が受領した日(着金日)の為替レートで豪ドルに換算し、一時払保険料(基本保険金額)として取り扱います。
着金日の為替レートによっては、適用される積立利率が異なることがありますので、ご注意ください。

円支払特約

●外貨建ての保険金・解約返戻金・年金等を円でお支払いすることができます。

円建終身保険移行特約

- ●この特約を付加したご契約を「ターゲットタイプ」といいます。
- ●ご契約の途中でこの特約を付加すること、解約することはできません(ターゲットタイプ からの変更はできません)。

積立金定期引出特約

- ●この特約を付加したご契約を「積立金定期引出タイプ」といいます。
- ●ご契約の途中でこの特約を付加することはできません。
- ●積立利率適用期間満了時に限り、この特約を解約することができます。 ※事前にお申し出いただくことができます。
- ●この特約を解約した場合、以降、積立金額は新たに適用される積立利率によって計算されます(複利)。

参考 他通貨への換算について

	対象	換算レート*1	換算基準日*2
保険料円入金特約 を付加して 円で払い込むとき	一時払保険料の円換算額	指定銀行の TTM+50銭	PGF生命着金日
保険料外貨入金特約 を付加して 米ドルで払い込むとき	一時払保険料の米ドル換算額	(指定銀行の 豪ドルTTM +50銭)÷ (米ドルTTM -50銭)	PGF生命着金日
	死亡保険金·災害死亡保険金		被保険者の死亡日
円支払特約 を付加して 円で受け取るとき	解約返戻金		PGF生命が書類を 受理した日
	年金(一括で円換算し、年金の 原資を円とする場合)	米ドル:	年金開始日
介護年金移行特約 を付加して 介護年金を受け取るとき	指 を付加して 年金を受け取るとき 解約返戻金(一括で円換算し、 年金の原資は円となります) 指		第1回介護年金 支払日
			目標額到達日 (移行日)
積立金定期引出タイプで 定期引出金を 受け取るとき	定期引出金		定期引出日 (契約応当日)

- *1 PGF生命が指標として指定する銀行が公示する為替レートを対顧客電信売買相場の仲値(TTM)として用います。
- *2 PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合、その日の直後のその銀行の営業日を換算基準日とします。

ご契約の諸条件

- ■保険期間:終身
- ■被保険者の契約年齢範囲(満年齢):15歳~87歳

【積立金定期引出タイプ】

■保険料のお取り扱い

保険料払込方法	一時払				
	【ターゲットタイ	プ】			
		保険料		運用通貨	
		木灰石	米ドル	ユーロ	豪ドル
		最低	2万米ドル	2万ユーロ	3万豪ドル
	運用通貨	最高*1 *2	20億円		
		取扱単位	100米ドル	100ユーロ	100豪ドル
		最低	200	万円	250万円
	保険料 円入金特約	最高*1 *2		20億円	
	一门人 壶符剂	取扱単位		1万円	
	11/ L ⁶ II .	最低			4万米ドル
	米ドル クロス入金	最高*1*2			20億円
		取扱単位			100米ドル

取扱範囲

	保険料	運用通貨			
	本學行	米ドル	ユーロ	豪ドル	
	最低	5万米ドル	5万ユーロ	5万豪ドル	
運用通貨	最高*1*2		20億円		
	取扱単位	100米ドル	100ユーロ	100豪ドル	
保険料 円入金特約	最低	500万円			
	最高*1 *2	20億円			
	取扱単位	1万円			
最低			5万米ドル		
米ドル クロス入金	最高*1 *2			20億円	
	取扱単位			100米ドル	

【円建て】

保険料	運用通貨:円
最低	200万円
最高*2	20億円
取扱単位	1万円

- *1 契約日の指定銀行のTTMで円換算し判定します。
- *2 同一の被保険者に対し、下記の商品に複数のご契約がある場合、通算して判定します。 積立利率更改型一時払終身保険/積立利率更改型一時払終身保険(19)
- ■告知:職業告知

25

■死亡保険金受取人

原則、被保険者の配偶者または2親等内の親族

5 配当金

●この保険は無配当保険です。配当金はありません。

ご契約の解約と解約返戻金

- ●いつでも保険契約を解約することができます。
- ●部分的な解約(減額)も可能です。 ※減額後の基本保険金額によって、適用される積立利率が減少することがあります。 ※減額後の基本保険金額が運用通貨建ての最低保険料以上となる必要があります。
- ●解約日は、所定の書類がPGF生命に到着した日となります。積立利率計算基準日を 指定することも可能です。
- ●解約返戻金額は、運用通貨建てで次の方法により計算します。

解約返戻金額の	解約返戻金額
計算方法	=①積立金額×(1-②市場価格調整率-③解約控除率)

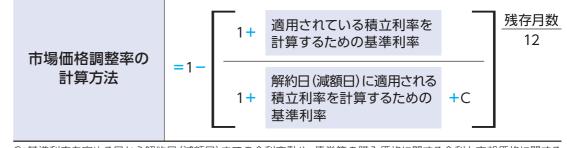
【①積立金額について】

解約	解約日の積立金額
部分的な解約	減額前の積立金額-減額後の基本保険金額と積立利率で
(減額)	再計算した積立金額*

^{*}契約日または直前の積立利率計算基準日から減額後の積立利率が適用されていたものとして再計算します。

【②市場価格調整率について】

次の方法によって算出される率を用います。



C: 基準利率を定める日から解約日 (減額日) までの金利変動や、債券等の購入価格に関する金利と売却価格に関する 金利の差異を考慮し、PGF生命が設定した率です。

運用通貨によって異なります。米ドル…0.30% ユーロ…0.15% 豪ドル…0.30% 円…0.10% 残存月数:解約日から、その日を含めて直後の積立利率適用期間満了日までの月数(月数未満は切り上げます)。

解約日が積立利率計算基準日の場合、市場価格調整は行いません。

【③解約控除率について】

契約日からの経過年数に応じた所定の解約控除率を用います。

	~ 1年未満			3年以上 4年未満			6年以上 7年未満			9年以上 10年未満
ターゲット タイプ/ 積立金定期 引出タイプ	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%
円建て	4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%

契約日から10年以上経過している場合、解約控除は行いません。

7 諸費用について

この保険にはご負担いただく費用があります。

今くわしくは、注意喚起情報29~31ページの「ご契約にかかる費用について」をお読みください。

注意喚起情報



ご契約の前に必ずお読みください。

- ■この「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みに際して特にご注意いた だきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を ご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。
- ■この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の 内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますので ご確認ください。

\rightarrow

ご契約にかかる費用について

ご契約にかかる費用の合計額は積立利率の計算の際に用いる「保険関係費用」と各種お取り扱い、お受け取りの際にご負担いただく費用となります。

積立利率を設定する際にかかる費用

積立利率*1は、指標金利によって算定される基準利率から保険関係費用を 差し引いています。差し引かれる保険関係費用とは、災害死亡保障費率や保険 契約の締結・維持に必要な費用としてそれぞれ基本保険金額に応じた新契約費率 および維持費率、積立金定期引出特約を付加した場合には、定期引出に要する 率*2を加えたものをいいます。

- *1 当商品は、お払い込みいただいた一時払保険料を積立金として投入し、契約日および各積立 利率計算基準日に適用された積立利率で運用します。
- *2 定期引出に要する率は毎年の定期引出額をお支払いするために要する率から算出しています。定期引出に要する率は積立利率の設定のたびに変わる可能性があります。 したがって、その数値や計算方法を一律に記載することができません。

保険料を円でお払い込みいただく場合の費用

円を外貨に交換する為替レートと仲値 (TTM) との差額は、為替手数料として 通貨交換時にご負担いただきます (PGF生命所定の為替レート 2020年4月 現在:指定銀行のTTM+50銭)。

保険料を外貨でお払い込みいただく場合、 保険金等を外貨でお受け取りいただく場合の費用

- 取扱金融機関により諸手数料*3(リフティングチャージ等)が必要な場合があります。
- 外貨で保険料をお払い込みいただく場合の手数料*3(PGF生命の□座に 送金するための送金手数料)をご負担いただく場合があります。
- *3 金融機関ごとに手数料が異なるため、一律に記載することができません。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。
- 豪ドル建ての保険料を米ドルでお払い込みいただく場合(米ドルクロス入金)、 PGF生命所定の為替レートの計算に用いる米ドルの仲値(TTM)*4との差額 および豪ドルの仲値(TTM)*4との差額は、為替手数料として通貨交換時に それぞれご負担いただきます。

運用通貨	保険料外貨入金特約用の為替レート(PGF生命所定の為替レート)
豪ドル	(豪ドルのTTM+50銭) ÷ (米ドルのTTM-50銭)

(2020年4月現在)

• 外貨で保険金等をお受け取りいただく場合の手数料 (PGF生命からご契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料) をお受取額より差し引くことがあります (受取時にPGF生命にご確認ください)。

※クーリング・オフ等で保険料を外貨でお受け取りいただく場合の費用も同様です。

保険金・定期引出金等を円でお受け取りいただく場合、 円建終身保険へ移行した場合、介護終身年金へ移行した場合の費用

「円支払特約」を付加、または「定期引出金を円により支払う場合の特則」を適用して保険金等を円でお受け取りいただく場合、「円建終身保険移行特約」を付加して円建終身保険へ移行した場合、および「介護年金移行特約」を付加して介護終身年金へ移行した場合のそれぞれの為替レートと仲値(TTM)*4との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

運用通貨	円支払特約用・積立金定期引出特約(定期引出金を円により支払う場合の特則)用・円建終身保険移行特約用・介護年金移行特約用の 為替レート(PGF生命所定の為替レート)			
米ドル	TTM -1銭			
ユーロ	TTM -2銭			
豪ドル	TTM -3銭			
	(

(2020年4月現在)

*4 仲値 (TTM) は、PGF生命が指標として指定する銀行が公示する値となります。

年金、遺族年金、および介護年金受取期間中にご負担いただく費用

年金開始日(介護年金の場合は第1回介護年金支払日)以後、受取年金額に対して 1.0%(2020年4月現在)を年金支払日に積立金額より控除します。

解約(減額)の際にご負担いただく費用

契約日から10年未満に解約(減額)する場合、解約(減額)する積立金額に対し、経過年数に応じて所定の解約控除率を乗じた金額をご負担いただきます。

◆ 所定の解約控除率については26~27ページ「ご契約の解約と解約返戻金」をお読みください。

為替リスクについて

外貨建て(米ドル・ユーロ・豪ドル建て)のご契約について、保険料を円や運用 通貨*5と異なる外貨でお払い込みいただく場合、または保険金等を円でお受け 取りいただく場合(外貨でお受け取りいただいた後、円に換算してお受け取りいた だく場合を含みます)等、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、 保険金等をお払い込みいただいた通貨で換算した場合の金額がお払い込みいただ いた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。 *5 当注意喚起情報では、各通貨建て(米ドル・ユーロ・豪ドル・円建て)契約における通貨を 運用通貨といいます。

- ■この保険にかかる<u>為替リスクは契約者および受取人が負います</u>。
- 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じるため、 保険金等をお払い込みいただいた通貨で換算した場合の金額がお払い込み いただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれが あります。
- ■クーリング・オフ等により、PGF生命が外貨で保険料を返金した場合、返金 された外貨を円に換算したときに為替差損が生じる可能性があります。

市場金利に応じて解約返戻金が増減することについて

この保険は運用資産(債券等)の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行い、解約返戻金は増減します(解約日(減額日)に適用される積立利率を計算するための基準利率+C(運用通貨ごとに一定の率)*6が、この保険契約に適用されている積立利率を計算するための基準利率より高い場合には、解約返戻金は減少することがあります)。また、契約日から10年未満に解約(減額)する場合は、解約控除がかかります。したがって、これらの市場価格調整や解約控除により、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

*6 基準利率を定める日から解約日(減額日)までの金利変動や、債券等の購入価格に関する 金利と売却価格に関する金利の差異を考慮UPGF生命が設定した率です。運用通貨に よって以下のとおりとなります。

米ドル…0.30% ユーロ…0.15% 豪ドル…0.30% 円…0.10%

お申し込みの撤回または 解除(クーリング・オフ制度)について

- ■ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます (クーリング・オフ制度)。
 - 申込者または契約者(以下「申込者等」といいます)は、申込日または本書面についての同意 確認日(意向確認書の確認日)のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内(土、日、祝日、 年末年始等の休日を含む)であれば、書面によりお申し込みの撤回またはご契約の解除 (以下「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。



- お申し込みの撤回等をされた場合、原則PGF生命にお払い込みいただいた保険料と同通貨で 同額をご返金します(保険料円入金特約により円で保険料をお払い込みになっている場合は、 円でお払い込みいただいた金額となります。また、保険料外貨入金特約により、豪ドル建ての 一時払保険料相当額を米ドルでお払い込みになっている場合は、米ドルでお払い込みいただいた 金額となります)。
- ※なお、外貨でお受け取りいただくための外貨預金口座をお持ちでない等の場合は、外貨を円に換算して ご返金します。その場合、為替差損が生じる可能性があります。
- 保険料円入金特約、保険料外貨入金特約の付加有無等により、お申し込みの撤回等に伴い ご返金する通貨が異なります。くわしくは、下記をご参照ください。

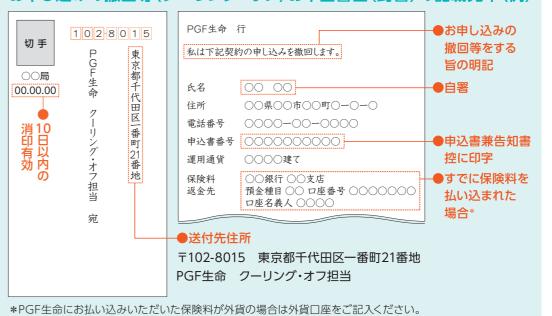
	保険料の お払い込み時の通貨	お申し込みの撤回等(クーリング・オフ) の際の返金通貨		
保険料円入金特約を 付加 <mark>する</mark> 場合	円*1	円*4		
保険料外貨入金特約を 付加 <mark>する</mark> 場合	米ドル* ²	米ドル*5		
保険料円入金特約・ 保険料外貨入金特約を 付加 <mark>しない</mark> 場合	運用通貨*3	運用通貨*6		

- *1 保険料円入金特約に伴う為替手数料が発生します。
- *2 保険料外貨入金特約に伴う為替手数料が発生します。
- *3 金融機関で円を外貨に交換する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座からPGF生命の 口座に送金するための、送金手数料が発生することがあります。
- *4 円でお払い込みいただいた金額と同額を返金いたします。
- *5 PGF生命から契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料をお受取額より差引くことが
- *6 お払い込みいただいた金額と同額を返金いたします。ただし、外貨でのお払い込みかつ当初の資金が円の 場合(金融機関で外貨に交換した場合)、以下により、返金額が円ベースでは元本割れすることがあります。 ①円から外貨への両替にかかる金融機関所定の手数料 ③送金および着金にかかる金融機関所定の手数料 ②外貨から円への両替にかかる金融機関所定の手数料 ④為替差損(益)

■お申し込みの撤回等の方法

- お申し込みの撤回等の意思を記載した書面をPGF生命本社宛に郵送もしくは直接提出して いただく方法があります。この場合、書面には「お申し込みの撤回等をする旨」を明記のうえ、 申込者等の氏名(自署)、住所、電話番号、申込書番号(申込書兼告知書控に印字)、運用通貨、 保険料返金先(返金口座)をご記入ください。
- 複数の運用通貨をお申し込みいただいたご契約は、運用通貨ごとにクーリング・オフのお申し出 が必要となります。
- お申し込みの撤回等は募集代理店にお申し出いただいてもお手続きできません。PGF生命に お申し出ください。





■お申し込みの撤回等のお取扱期限

お申し込みの撤回等の方法	お取扱期限			
郵送	10日以内の消印まで有効			
直接提出	PGF生命本社で書面を受理した日が10日以内まで有効			



以下の場合、お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)は お取り扱いできません。

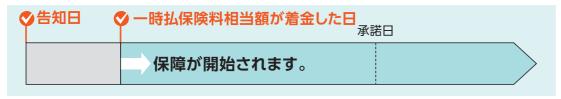
- ●債務履行の担保のための保険契約である場合
- ②既契約の内容変更(特約の中途付加等)の場合

2 告知義務について

- ■職業等をありのままに告知してください。
- 契約者や被保険者にはご職業等ありのままを告知していただく義務 (告知義務) があります。 ご契約にあたっては、「申込書兼告知書の告知事項欄」でPGF生命がおたずねすることについて、 事実をありのままに正確にもれなくお知らせ (告知) ください。
- ■申込書兼告知書の告知事項欄にて告知してください。
 - 告知受領権はPGF生命が有しています。三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人) は告知受領権がなく、三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)に口頭でお話し されただけでは告知をしていただいたことにはなりません。かならず申込書兼告知書の告知 事項欄にて告知してください。
- ■告知内容等の確認をさせていただくことがあります。
- ご契約の申し込み後または保険金等のご請求の際に、申込内容や保険金等の請求内容、告知 内容等について、PGF生命社員またはPGF生命の委託を受けた者がご確認にお伺いする ことがあります。
- ■告知義務違反の場合、ご契約または特約を解除することがあります。
 - <u>故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された</u>場合には、「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
 - 告知にあたり、三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めたことを原因として「告知義務違反」に該当された場合には、PGF生命はご契約または特約を解除することはできません。万一このような行為があった場合は、すみやかにPGF生命コールセンターへご連絡ください。
 - <u>ご契約または特約を解除した場合は、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、</u> これをお支払いすることはできません。また、払込保険料をお返しすることができません。

3 保障を開始する時期(責任開始期)について

■PGF生命がご契約のお引き受けを決定した場合には、<u>一時払保険料相当額の</u> <u>お払い込み(PGF生命への着金)</u>と<u>告知</u>がともに完了した時から、ご契約の保障 が開始されます。



- ■お客さまのお申し込みに対してPGF生命が承諾したときに、契約は成立します。
- 三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してPGF生命が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金等をお支払いできない場合について

- ■代表的な例として、次のような場合には保険金等をお支払いできないことがあります。
 - 責任開始期前の不慮の事故を原因とする場合。
 - 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合。
 - 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または 保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認め られたとき等重大事由によりご契約または特約が解除された場合。
 - 詐欺によりご契約が取り消しとなった場合や保険金等の不法取得目的があって ご契約が無効になった場合。
 - 免責事由に該当した場合(責任開始日から2年以内の被保険者の自殺、契約者または 受取人が故意に被保険者を死亡させた場合等)。
- ◆ くわしくは [ご契約のしおり・約款] をご確認ください。

5 生命保険契約者保護機構について

- ■PGF生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。
 - 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険 契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、 ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、 下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日〜金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時〜正午/午後1時〜午後5時 ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

生命保険会社の業務または財産の状況の 変化による保険金額等の削減について

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険 金額等が削減されることがあります。

7 預金等との違いについて

■「新・フォーライフカレンシーNext」はPGF生命を引受保険会社とする保険 商品です。このため預金とは異なり、元本の保証はありません。また、預金保険 制度の対象ではありません。

8 現在のご契約を解約・減額することを前提に 新たなご契約のお申し込みをされる場合について

- ■現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みをされる場合、不利益となることがあります。
 - 解約・減額されるご契約の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- ◆ くわしくは<u>「ご契約のしおり・約款</u>」をご確認ください。

9

税務のお取り扱いについて

お払い込みいただく保険料について

• お払い込みいただいた一時払保険料のうち一定の金額が契約者のその年の所得から差し引かれ、所得税と住民税の負担が軽減されます。

保険料	対象		
主契約(一時払保険料)	一般生命保険料控除		

- ※一時払保険料はご契約の年のみ対象となります。
- ※個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の対象とはなりません。

外貨建ての税務上の換算レートについて

• この保険の税務上のお取り扱いについては、外貨(米ドル・ユーロ・豪ドル)を円に換算した うえで、円建ての生命保険と同様のお取り扱いとなります。一般的に下記の為替レートを 適用し、円に換算するものとされています。くわしくは所轄の税務署等にご確認ください。

科目	円換算日	換算時の為替レート*1		
一時払保険料*2	保険料受領日	TTM (対顧客電信仲値)		
死 亡 保 険 金* ³ 被保険者の 災害死亡保険金* ³ 死亡日		<相続税の対象となる場合>TTB(対顧客電信買相場) <所得税の対象となる場合>TTM(対顧客電信仲値)		
解約返戻金*3	解約日(減額日)	TTM (対顧客電信仲値)		

- *1 PGF生命の行う税務計算上はPGF生命が指標として指定する銀行のTTM (対顧客電信仲値) および PGF生命所定のTTB (対顧客電信買相場) に準じる為替レートを用います。
- *2 保険料円入金特約により円で保険料をお払い込みになっている場合は、円でお払い込みいただいた金額となります。また、保険料外貨入金特約により、豪ドル建ての一時払保険料相当額を米ドルでお払い込みになっている場合は、米ドルでお払い込みいただいた金額となります。
- *3 円支払特約により円でお受け取りになっている場合は、円で受け取った金額となります。

(災害)死亡保険金について

• 死亡保険金にかかる税金は、契約形態によって異なります。

契約内容	契約者	被保険者	死亡保険金 受取人	税金の種類	
契約者と被保険者が 同一人の場合	本人	本人	配偶者	相続税	
契約者と死亡保険金 受取人が同一人の場合	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) +住民税	
契約者、被保険者、死亡保険金 受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税	

• 契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、相続税法第12条の適用により、他の死亡保険金等と合算して、「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人の数)」まで非課税となります。

【一時所得について】

年間50万円の特別控除があり(他の一時所得と合算されて適用されます)、特別控除の50万円を超える部分について、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

一時所得の課税対象金額

= {[収入-必要経費] - 特別控除 } × 1/2

(払込保険料等) (50万円)

解約返戻金について

- 解約された場合、解約返戻金額と一時払保険料等*の差額が所得税(一時所得)の対象と なります。
- *減額した場合は減額部分の解約返戻金額が、また、積立金定期引出特約が付加されたご契約で定期引出額を受け取った場合は、それまでに受け取った定期引出額の必要経費相当額が差し引かれます。



くわしくは40~41ページ<u>[(ご参考)積立金定期引出特約を付加した場合の</u> 税務取り扱いについて]をお読みください。

年金支払移行特約(積立利率更改型一時払終身保険用)または 介護年金移行特約による年金受取にかかる税金について

- この特約を付加して年金としてお受け取りになる場合、毎年お受け取りになる年金は、毎年の年金 受取時に所得税(雑所得)の対象となります。
- 死亡一時金保証期間中にお支払いする死亡一時金等について、相続税の課税対象となる場合でも相続税法第12条の適用対象とはなりません。

定期引出金について

- 定期引出金の額(定期引出額)は一部解約ではなく保険契約に基づく給付であるため、年金 (終身年金)として所得税法の規定が適用されます。したがって、毎年受け取る定期引出額 から必要経費*1を差し引いた金額が所得税(雑所得)の対象となります。
- *1 必要経費=定期引出額× 定期引出金受取予定総額*3+死亡保険金額*4
- *2 保険料受領日におけるPGF生命が指標として指定する銀行のTTM (対顧客電信仲値) で円換算した金額と
- *3 初回の定期引出額×第1回の定期引出日における被保険者の余命年数となります。
- *4 第1回の定期引出日におけるPGF生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)で円換算した金額となります。
- 定期引出金受取後に解約する場合、解約返戻金額から必要経費*5を差し引いた金額が 所得税(一時所得)の対象となります。
- *5 必要経費=一時払保険料-それまでに受け取った定期引出額の必要経費相当額



くわしくは40~41ページ<u>「(ご参考)積立金定期引出特約を付加した場合の</u> 税務取り扱いについて」をお読みください。

(ご参考)積立金定期引出特約を付加した場合の税務取り扱いについて

【定期引出金の課税について】

■定期引出金の課税対象額の計算例

(ご契約例)

- ●被保険者:男性
- ●契約時の被保険者年齢:60歳(第1回の定期引出日における被保険者の年齢:61歳)
- ●第1回の定期引出日における被保険者の余命年数:18年(所得税法施行令82条の3)
- ●運用通貨:米ドル
- ●契約日の積立利率:年2.1%
- 一時払保険料:10万米ドル

(保険料受領日のTTMを100円とした場合の円換算後の一時払保険料相当額:1,000万円)

• 定期引出額: 189.000円

(当ご契約例に基づく定期引出額2,100米ドルを第1回の定期引出日の積立金定期引出 特約(定期引出金を円により支払う場合の特則)用の為替レート(90円と仮定)で円換算 した額)

• 第1回の定期引出日の死亡保険金額: 10万米ドル (第1回の定期引出日のTTMを90円とした場合の死亡保険金相当額: 900万円)

■必要経費の計算例

必要経費 = 定期引出額 ×

一時払保険料相当額

定期引出金受取予定総額+死亡保険金額

189,000(円) × ₍₁₀₀

10,000,000(円)

(189,000(円)×18(年))+(9,000,000(円))

 $= 189,000(円) \times 0.81*1$

- = 153.090円*2
- *1 小数点第3位以下切上げ
- *2 円未満切捨て

毎年受け取る定期引出額から必要経費を差し引いた残額が雑所得としてその年の他の所得と合算して計算されます。当事例の場合、第1回の定期引出額189,000円から153,090円が差し引かれた35,910円がその年の他の所得と合算され総合課税されます。

【定期引出金受取後に解約した場合の課税について】

■一時所得の課税対象額の計算例

(設定例)

- ●左記ご契約例について、第2回以降の定期引出日における積立金定期引出特約(定期引出金を円により支払う場合の特則)用の為替レートが第1回の定期引出日における当為替レートと同じレートで推移したものとし、かつ、契約日から10年目の契約応当日に解約した場合
- 解約返戻金額: 10万米ドル

(解約日のTTM*を90円とした場合の円換算後の解約返戻金相当額:900万円) *円で受け取る場合は、円支払特約用の為替レートを適用します。

■必要経費の計算例

必要経費 = 一時払保険料−それまで受け取った定期引出金等に対する必要経費* =10,000,000(円)−(153,090(円)×10(年))=8,469,100(円)

- *減額等がないものとします。
- 一時所得の課税対象金額
- = {[収入-必要経費(払込保険料等)]-特別控除(50万円)}×1/2
- $= \{9,000,000(\square) 8,469,100(\square) 500,000\square\} \times 1/2 = 15,450\square$
- ※他に一時所得の収入金額がないものとします。

当事例の場合、解約返戻金相当額より必要経費および特別控除を差し引いた 2分の1の金額(15,450円)が他の所得と合算され総合課税されます。



外貨でお支払いする保険金額等に所得税額または源泉所得税額等が発生する場合、保険金額等および一時払保険料に所定の為替レートを適用して円に換算し税額を計算します。そのため、「お支払いする保険金額等の円換算日の所定の為替レート」が「一時払保険料の円換算日の所定の為替レート」に比べ、一定水準以上円安に進むと、外貨を基準とした場合、これらの税負担により、税引後のお支払額(外貨)が一時払保険料(外貨)を下回る場合があります。

◆ くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

✓ 上記内容は2019年12月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。
個別の税務取り扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

10 保険金等のご請求について

- ■保険金等の支払事由が生じた場合、契約者のご住所等を変更された場合には すみやかにPGF生命コールセンター(0120-56-2269)にご連絡ください。
 - お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命にご連絡ください。
 - PGF生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないことがありますので、 契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ■支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「PGF生命ホームページ」、「保険金などのご請求等のご案内」に記載していますので、あわせてご確認ください。
- ■保険金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の 保険金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等は ご連絡ください。
- ■被保険者と受取人が同一人となる保険金等について、受取人が請求できない 所定の事情がある場合、指定代理請求人が請求することができます。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および請求できる場合があることを、あらかじめお伝えください。
- ◆ くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

11 お問い合わせ窓口について

■生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口:PGF生命コールセンター -

通話料無料 0120-56-2269

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3等を除く)

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により 生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」 を設置し、電話にてお受けしています(ホームページアドレスhttps://www.seiho.or.jp/)。 お問い合わせ先については、PGF生命コールセンターまでご照会ください。
- 生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。
- PGF生命の個人情報保護方針についてはPGF生命ホームページ(http://www.pgf-life.co.jp) に掲載をしていますのでご覧いただくか、上記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

12 その他ご確認いただきたい事項について

- ■保険料を借入金で調達してのお申し込みおよび借入れを前提としたお申し込みはできません。
- ■保険金等のお支払いをご請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、時効によって消滅します。
- ■被保険者は契約者に対してご契約の解約を請求することができます。
 - ◆ くわしくは[ご契約のしおり・約款]をご確認ください。

個人情報のお取扱いについて(ご契約者さまへ)

このお知らせは、PGF生命の生命保険契約の契約者となられる皆さまの個人情報のお取扱いについてまとめたものです。明示事項およびご同意いただきたい同意事項の内容をご確認していただいたうえで、生命保険契約のお申込みにご同意ください。

◆ 本申込みにおいて取得する個人情報についてサービスのご提供等のために利用します

明示事項

PGF生命は、生命保険業に伴って取り扱う個人情報につきましては、お客さまとのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、下記の目的で取得・管理・利用します。なお、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)については、保険業法施行規則において、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的にその利用が限定されています。

①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 ③PGF生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務

⇒ 必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供します

| 同意事項

PGF生命は、各種保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公平性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供致します。

取得した機微 (センシティブ) 情報 (要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は担当部門以外に業務上適切な範囲で契約者・被保険者・募集関係人・事務担当者等に知らせることがあります。なお、機微 (センシティブ) 情報 (要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は既に取得しているものも含みます。

また、お申込内容の確認等をさせていただくことがありますが被保険者さまの機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報についてご契約者さま等より取得する場合があります。

●)保険契約が締結に至らなかった場合や消滅した後も個人情報を保持します

同意事項

PGF生命は、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得した、または既に取得している個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も保持致します。なお、取得した申込関係書類等についての返却は行いません。

● 個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります

同意事項

PGF生命は各種保険契約のお引受けの判断を照会したり、お引受け後の保険契約の引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の再保険を含む)を行うことがあります。この場合、PGF生命は再保険会社(外国にある会社を含みます)が各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に利用するために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります。また、提供する個人情報には受取人、指定代理請求人、ご家族情報等が含まれる場合がございますので、あらかじめご契約者さまよりご説明、ご了解をいただいたうえでお申込みくださいますようお願い致します。

● 個人情報を医療機関等に照会・提供することがあります

同意事項

PGF生命は、医療機関へ前述「各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い」の利用目的達成のために業務上適切な範囲で既に取得しているものも含めてお申込内容等の個人情報を照会・提供する場合があります。

ジブラルタ生命との間で個人情報を相互に提供します

同意事項

PGF生命は、PGF生命のグループ会社であるジブラルタ生命に加入されているご契約がある場合、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得したまたは両社がすでに取得している個人情報について、PGF生命とジブラルタ生命の間で相互に提供します。提供された個人情報はご契約内容のご照会、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他各種手続きのために利用します。

シ 保険契約等のお引受け・保険金等のお支払いの判断の参考とするために、ご契約内容が登録されます

明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会 (「協会」)、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会 (総称して「各生命保険会社等」) とともに、保険契約もしくは共済契約等 (「保険契約等」) のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等 (「保険金等」) のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報 (被保険者名、死亡保険金額、入院給付日額等) を協会に登録しております。

協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。また、協会の会員生命保険会社につきましてくわしくは (一社)生命保険協会ホームページ (https://www.seiho.or.jp/)をご覧ください。

▶ お支払い等の判断のために、各生命保険会社等と情報を共同して利用することがあります

明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、PGF生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内)(3)保険種類、契約日、復活日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて照会をなし、他の生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。

これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社につきましてくわしくは(一社)生命保険協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)をご覧ください。

PGF生命について



プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命

PGF生命は世界最大級の金融サービス機関 「プルデンシャル・ファイナンシャル」の一員です。

当社は日本のプルデンシャル・グループにおける代理店チャネル専業会社として、2010年より、バンカシュアランス*を中心に事業を展開しております。

*「バンカシュアランス」とは、金融機関代理店を通じた生命保険の販売を意味します。

■日本におけるプルデンシャル・グループの生命保険事業について

プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン(保険持株会社)

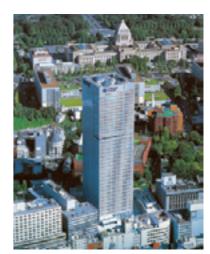
プルデンシャル生命

ジブラルタ生命

100%出資

PGF生命

[PGF生命]は「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。



本社 プルデンシャルタワー (東京 永田町)

はじまりは、プルデンシャルでした。

1989年当時、ロナルド・バーバロ(米国プルデンシャル元社長)は、エイズ患者に対するボランティア活動に打ち込んでいました。訪問先のホスピスで余命いくばくもない患者を前に、何か自分にできることはないかと尋ねると、その患者からは、「私に尊厳ある最期を迎えさせてほしい」という答えが返ってきました。

彼には、治療にかかった高額な医療費などの借金がありました。生命保険には加入していましたが、保険金は亡くなるまで受け取れません。バーバロはいずれ支払われる保険金であれば、生きているうちに前払いできないか、生命保険には100年以上の歴史があるが、その制度を少し変えてみてもいいのではないかと考え、社内や行政当局を説得して、「リビング・ニーズ特約」を実現しました。

保険金を受け取ることで、その患者は借金を返済し、クリスマスはプレゼントを買って、 故郷で家族と一緒に過ごすことができました。そして最後まで自分で身の回りの ことができるようにと洗濯機を購入し、余った分を教会に寄付しました。その患者は 「私は今、とても平和で満ち足りた気持ちです。ありがとう。」といいました。

この想いをPGF生命は受け継ぎ、

お客さまの必要とする商品とサービスを提供し続けます。

